

文政期における多賀社文庫の拡充と管理

―「山口多賀大神宮御文庫書目」系目録の検討から―

重田香澄

はじめに

本稿では、当館所蔵多賀社文庫内にある、「山口多賀大神宮御文庫書目」と題された目録三件の検討をとおして、文政期（一八一八～一八二九）における蔵書の拡充および管理方法を考える。

現在山口市の山口大神宮内に鎮座する多賀神社の大宮司高橋家に形成された同文庫は、文事に造詣の深い当主が多かったこともあり、充実した内容をもつ¹⁾。なかでも一八世紀末から一九世紀前半にかけて当主を務めた高橋有文（右文）は、同文庫の整理と拡充に努め、特に蔵書に関しては、有文時代に飛躍的に増加した²⁾。

今回分析対象とする「山口大神宮御文庫書目」は、いず

れも有文が作成したと考えられるもので、文政七年（一八二四）の奥書をもつもの二件（多賀社文庫 0002、0003、以下「書目 0002」、「書目 0003」と³⁾、文政八年正月の注記をもつ一件（0004、以下「書目 0004」）がある。

三者の関係については、以前、書目 0002 が外向きにも使う目録のオリジナルで、書目 0004 は増補用の新収目録、書目 0003 が両者の統合版と概観した⁴⁾。しかし、その後の調査により、そう単純ではない可能性が高まったため、改めて三者を精査し、それぞれの関係を再度整理する。

また、本稿で取り上げる文政期は、有文による前代までの什物・記録文書・蔵書類の整理が一段落し、自身の活動に注力した時期である。萩藩では、藩内の社寺に対し、宮司や住職の交替にあたり、什物台帳（校割帳）を藩に提出

し、検査を受ける校割帳改が行なわれていた。多賀社に対しては、元禄九年(一六九六)の右之、文化八年(一八一)の有文、天保五年(一八三四)の有武の三代について校割帳改が実施された⁵⁾。文政期はちょうど文化と天保の校割帳改めの間の時期に当たる。天保の校割改で三九二件の書籍が確認されており、その多くがこの時期に集積されたとみてよいだろう。今回検討する三目録、特に書目0004と天保の校割帳⁶⁾を対照し、両者の関係についても明らかにしたい。

これらの作業を通して、同文庫が飛躍的な拡充をみせた当該期の書籍購入や管理のあり方も見えてくると考える。この時期はまた、出版文化と国学の隆盛期であり、神職の専業化とそれに伴う社家蔵書の拡充が進んだ時期でもある⁷⁾。この流れの中で、多賀社文庫拡充の動きがどのように位置づけられるかも考えたい。

一 「多賀大神宮御文庫書目」三種の成立時期

まず、書目0002・0003・0004の成立について考えたい。

書目0002・0003は、「国史類」に始まり「儒書類并詩文類

并雑」で終わる、国学型の排列の書籍目録である⁸⁾。乾坤二冊組だが、書目0003は坤冊が欠け、乾冊のみとなっている。末尾に「右多賀大神宮御文庫書目大概此二冊二相見へ申候、其外抜書物数多御座候得共是ハ書載不申候以上／文政七年甲申十一月 大官司高橋撰津守有文」の識語を持つことから⁹⁾、文政七年に成立したと考えられる(収載書籍については、書目0002のものを拙稿二〇二〇の表2に一覧しているのでそちらを御参照いただきたい)。

書目0003はこれに増補したもので、項目排列は変わらず、追加書籍は基本的にそれぞれの項目の後方に付加されている。書目0002にあつて書目0003にない書籍が一件あるが(日本百将肖像伝・整理番号04-045)、多賀社では近隣への書籍の貸出に加え¹⁰⁾、寄贈(譲与)も行なっていたようなので¹¹⁾、それに伴う出入りがあったのであろう。

書目0004は、外題「山口多賀大神宮御文庫書目」脇に「但文政八年丁酉正月ヨリ」とあり、「目録」と「亀卜書目録」に分けて、書名と板本・写本の別、巻冊数が記してある(文末に原表紙以下の写真を付したので適宜御参照いただきたい)。

日付から、文政七年十一月の「山口多賀大神宮御文庫書

【表1】「山口多賀大神宮御文庫書目文政八年正月分より」収載書籍

*「項目名」は当該目録（多賀社文庫0004）の見出し、「No.」はその中の排列を示す（筆者により便宜的に付与）。

「書籍名」は原則として常用漢字に改める外は目録上の表記に従った。虫損等により判読不能な字は「■」とし、他の目録等で推測できる字を（ ）で示した。アミガケは合点付、書名の後の「」は朱点付を示す。

*「板」は当該目録に注記された板写の別を記入し、注記のないものは「-」とした。アミガケは板本が確認できないものを示す。

*【0002】【0003】【世良】【天保】には、他の目録への採録状況を、各目録の整理番号で示した。目録は順に、「山口多賀大神宮御文庫書目 乾・坤」（多賀社文庫0002）、「山口多賀大神宮御文庫書目 乾」（多賀社文庫0003）、「山口多賀大神宮御文庫書目 乾・坤」（一般郷土247）、天保校割帳＝「山口多賀大神宮御文庫書目」（県庁伝来田藩記録967）後半部分。整理番号は「項目番号-項目内番号」で表示。項目番号については以下のとおり。【0002】、【0003】、【世良】：1.国史類/2-1.神書類/2-2.神書類并神社部/3.有職類并雜/4.氏族類并花押類并雜/5.字書類/6.紀行類/7.歌書類并雜/8.連歌部/9.天文部/10.地理類并雜/11.隨筆并雜書/12-1.軍書類/12-2.軍書類軍術部/13.医書/14.記録類/15.儒書并詩文并雜。収載書籍の全体については拙稿2019を参照。【0003】は後半部分が欠けているため斜線。【天保】：1.御社什物類其外/2.記録類/3～26.御文庫書籍類箱1～24。収載書籍の全体については拙稿2022を参照。

項目名	No.	書籍名	板	【0002】	【0003】	【世良】	【天保】
1. 目録	1	作者部類	写	-	-	-	05-005
	2	祝詞考	板	-	02-1-092	-	03-018
	3	胡蝶庵隨筆	板	-	-	-	05-024
	4	女大学	板	-	-	-	-
	5	集外歌仙	写	-	-	-	24-009
	6	聖徳太子憲法十七条 *	板	03-017	03-017	03-017	-
	7	扶桑隱逸伝	板	-	04-071	-	05-008
	8	宝永板 京羽二重	板	-	-	-	-
	9	■〔京カ〕羽二重	板	10-004	/	10-004	-
	10	本朝蒙求	板	-	04-070	-	13-008
	11	老葉集	板	-	08-029	-	26-001
	12	橘庵漫筆	板	-	-	-	05-028
	13	新後拾遺和歌集 *	板	07-003	07-003	07-003	13-012
	14	本朝逸史 *	板	04-061	04-060	04-061	05-007
	15	廿二社注式 *	-	02-2-018	02-2-018	02-017	03-007
	16	本朝列女伝	板	04-049	04-048	04-050	05-009
	17	新統古今集 *	板	07-004	07-004	07-004	13-013
	18	弘安礼節 *	板	03-021	03-021	03-021	21-008
	19	好古小録 *	板	11-004	/	11-004	05-022
	20	花押藪	板	04-058	04-057	04-058	05-011
	21	南嶺遺稿 *	板	11-008	/	11-008	-
	22	明徳記 *	板	12-1-015	/	12-1-015	16-001
	23	遊和草 前後 *	写	11-010	/	11-010	05-020
	24	今古仮名字格〔遣カ〕 *	板	05-007	05-007	05-007	-
	25	神部職任考	板	-	02-1-093	-	03-020
	26	双蝶鱗白糸冊子	板	-	-	-	-
	27	玉くしげ	板	-	-	-	05-017
	28	宍仁記	板	-	-	-	16-002
	29	朝顔日記 前篇	板	-	-	-	-
	30	能因歌枕	板	-	07-016	-	25-006
	31	地名箋	板	-	-	-	21-006
	32	日本地跡考	板	-	-	-	-
	33	連歌安心集	板	-	08-030	-	26-004
	34	日本遷都考	板	-	-	-	11-001
	35	彦山権現靈驗記 *	板	12-1-049	/	12-1-047	16-010
	36	津国女夫池	板	-	-	-	-
	37	女庭訓	板	-	-	-	-
	38	葛原詩話 前篇	板	-	-	-	23-002
	39	葛原詩話 後篇	板	-	-	-	23-002
	40	日本歳時記	板	-	-	-	04-031
	41	本朝稽古験篇	板	-	-	-	05-013
	42	番神問答	板	-	-	-	03-001
	43	大坂名所ひとり案内 小木	板	-	-	-	22-012

項目名	No.	書籍名	板	【0002】	【0003】	【世良】	【天保】
1. 目録	44	西遊記続篇	板	-	-	-	23-012
	45	年中重宝記	板	-	-	-	01-078
	46	統太平記	板	-	-	-	14-001
	47	教塵却記	板	-	-	-	-
	48	京の水 図二枚共ニ	板	-	-	-	01-079
	49	山州名跡志	板	-	-	-	01-076
	50	大内多々羅軍記	板	-	-	-	13-011
	51	二千年袖鑑 初二三四編迄	板	-	-	-	13-015
	52	簡礼集	板	-	-	-	11-012
	53	大嘗会之式	写	-	-	-	01-060
	54	託宣抄	板	-	02-1-182	-	-
	55	梧窓漫筆 前篇	板	-	-	-	05-026
	56	梧窓漫筆 後篇	板	-	-	-	05-027
	57	大嘗会輯録	写	-	-	-	05-001
	58	百性往来豊年蔵	写	-	-	-	23-001
	59	周防下松北辰妙見社略縁起	-	-	-	-	-
	60	周防降松鷲頭山旧記	写	-	-	-	-
	61	白亀出現記	写	-	-	-	-
	62	御家来中 古物之覚	写	-	-	-	20-004
	63	明和六年三月公儀江古物付出之控	抜	-	-	-	-
	64	長門小鏡	写	-	-	-	20-007
	65	古今武家盛衰記 抜書	写	-	-	-	-
	66	中興武家盛衰記 抜書	写	-	-	-	-
	67	鳴■【棲カ】秘事記 上中下	写	-	-	-	20-012
	68	殿中年中行事	写	-	-	-	-
	69	元就公御時代御馬廻分限帳 抜書	写	-	-	-	-
	70	芸州広島御在城八ヶ国分限帳	写	-	-	-	20-002
	71	芸州広島御在城八ヶ国分限帳	写	-	-	-	20-002
	72	長陽西朝城記	写	-	-	-	-
	73	連徳談林 抜書	写	-	-	-	-
	74	野上還府見聞誌	写	-	-	-	-
	75	福間彦言公儀所勤之節覚書	写	-	-	-	-
76	石定御書附	写	-	-	-	-	
77	都名所図会	-	-	-	-	01-081	
78	本朝往古沿革図説	板	-	-	-	-	
79	御手鑑	写	-	-	-	01-072	
80	御手鑑抜書	-	-	-	-	-	
81	日本麓のしるべ	-	-	-	-	-	
82	白挽唱歌	写	-	-	-	-	
2. 亀卜書目録	1	海北記 上下	写	-	-	-	04-005
	2	亀卜伝口授 *	写	-	02-1-181	-	04-002
	3	亀卜相伝秘事巻口授 *	写	-	02-1-185	-	04-003
	4	亀卜相伝之図	写	-	-	-	04-004
	5	太占奥秘 *	写	-	02-1-184	-	04-006
	6	鎮心行事	写	-	-	-	04-009
	7	亀卜行事 *	写	-	02-1-180	-	04-001
	8	豊葦原亀卜兆計巻	写	-	-	-	04-007
	9	亀兆実記	写	-	-	-	04-010
	10	対馬国卜部亀卜之次第 *	写	02-1-010	02-1-010	02-1-010	04-012
	11	貞享四年大嘗会記 *	写	-	03-039	-	04-014
	12	太占之事 諸書抜書	写	-	-	-	04-011
	13	亀卜甲兆秘占 上中下	写	-	-	-	04-013
14	万鏡 亀甲三十一枚現物三十枚	写	-	-	-	04-013	

書目 0003 は完全な統合版ではないということである。

これについては、書目 0004 収載書籍の過半(約七割)が天保校割帳に収載されていることを考え合わせると、書目 0002、書目 0003 の順で、文政八年以降天保三年までの早い段階に作成されたことまでは確かであろう。

残る書目 0004 の作成時期だが、可能性としては、①書目 0003 作成後に作成された、②文政八年(もしくは近い時期)に書き始められ、書目 0003 作成後も書き加えられ続けた、の二つが考えられる。どちらが穏当かを以下で考える。

まず、書目 0002・0003 に収載された書籍の掲載位置に注目したい。書目 0004 の「目録」「亀卜書目録」のどちらの項目でも、書目 0002・0003 収載書籍は項目の前の方に排列されてはいない。書目 0003 への収載状況を見るとある程度はまとまっているが、項目の前から三分の一ほどのところで固まっている。このことから、入手順に書いたとするのは難しい。

勿論、書目 0002・0003 に収載する「書目」の条件に合致しなかった可能性も考えられる。しかし、「目録」の前半に収載されている書籍はほぼ板本であることから、その想定は成立しないといえる。

それというのも、先に紹介した両者の奥書には「其外抜書物数多御座候得共、是ハ書載不申候(その他抜書が多くあるが、それは載せなかった)」とある。これを踏まえると、「書目」から除外されるのは抜書、次いで抜書に近い写本、板本購入後の写本であろう。板本や、写本でしか流通していない書籍(表中「板」欄に「アミガケ」で表示)については、収載優先順位は高かったと考えられるため、書目 0002・0003 に載せないとは考えにくいのである。

また、文末に載せた書目 0004 の画像をみると、書式はほぼ揃っているが、くずし方や墨の濃さ等がところどころ異なっている。具体的には、目録三丁目裏「託宣抄」まで、四丁目表「白亀出現記」まで、同裏「石定御書附」まで、等で雰囲気が変わり、「亀卜書目録」はそれ全体だけ別の書きぶりとなっている。

「目録」は、「託宣抄」を過ぎると、書目 0003 収載書籍が見られなくなる。ここでくずし方の雰囲気が変わっていることは、ここまではまとめて作成したことを示すのではなからうか。つまり、書目 0003 作成後のある段階で書目 0004 が作成され、随時書き足されていったものと考えられる。

また、「目録」一五丁目表の中ほどから裏にかけては全て空

白となっている。当該期の多賀社の目録において、全体をまとめて書いたものは、項目と項目の間が基本的に詰まっているので¹³、「目録」と「亀卜書目録」の項目を立てた白紙の冊子を作成したか、別個に作成したものを後に合綴するかしたのであろう。但し、紙質や書式はほぼ同じなので、前者の可能性が高いと現時点では考えている。

以上から、「多賀大神宮御文庫書目」三種（書目 0002・0003・0004）の成立時期は、次のように整理できる。

- ① 文政八年以後の早い時期に書目 0002 が完成
- ② ①の数年後に書目 0003 が完成
- ③ ②の数年後に書目 0004 の冊子を作成、「目録」部「託宣抄」まで記入（「亀卜書目録」記入時期未詳、あるいは同時カ）
- ④ 書目 0004 に随時記入

二 「多賀大神宮御文庫書目」三種の性格

続いて、書目 0002・0003・0004 の性格や、写本との関係について考えたい。

書目 0002・0003 収載書籍が天保校割帳に記載されている

文政期における多賀社文庫の拡充と管理（重田）

ること、安政年間にも貸し出されていることについては前言及した¹⁴。一方、両者は成立年代に差があり、書目 0002 の情報は新しさに欠けることも前節で確認した。これらの目録はいつまで有効だったのだろうか。この問題を考える上で参考になると思われるのが、本稿で便宜的に「世良本」と称している、世良利貞による同目録の写本（一般郷土史料 247）である。

世良利貞（孫槌、一八一六・一八七八）は、膳部方の家に生まれ、国学者としても知られた人物で、維新後は教部省を経て長門一宮住吉神社の宮司となった¹⁵。少なくとも天保十二年から明治七年（一八七四）までは日記を記しており、殆どが昭和の抄出本であるが残っている¹⁶。

世良本は識語に「右多賀社蔵書目録高橋城之助方借用書写訖 世良利貞」とあり、世良が高橋城之助¹⁷有武から借用、書写したことがわかる。現時点で世良の日記中に関連した記事は見つけられていないが、彼の活動が確認される天保末年から有武没年（一八六〇¹⁸万延元年）までのどこかの時点で書写したものと考えられる。

収載書籍をみると、書目 0002 とほぼ同じであることがわかる。【表 1】1-35 「彦山権現靈驗記」のように排列順

が異なるところもあるが、これは誤写（見落としたもの）を気付いた時点で書写）によるものであろう¹⁷。

ここで押さえておきたいのは、文政八年以降の早い段階で成立した（情報が古い）目録が、天保の校割帳改の後も、追補されることのないまま貸出対象となっていたことである。安政五年（一八五八）の「多賀社文庫本貸出控並借用証書」（917）にある「山口多賀大神宮御文庫書目」も、書目0002・0003のどちらかと考えてよいだろう。

その一方で天保校割帳に収載された書籍も貸し出されていることから¹⁸、書目0002・0003は更新せずそのまま使い、その後追加分は別のもので把握・情報提供したのではないか¹⁹。目録のあり方、寿命を考える上で興味深い。これに対し、書目0004はどうであろうか。第一節でみたように、こちらは随時追記されていたものである。また、文末の写真でわかるように、合点や朱点が付されている。

【表1】書名欄において、合点が付されたものはアミガケ、朱点が付されたものは書名の後に「*」を付して示したが、両者は重なることはあっても完全に一致はしていない。

書目0002・0003や天保校割帳収載書籍とも、一部重なることはあってもやはり完全に一致する訳ではない。目録へ

の載不とは別の、何らかの照合作業（同じ性格とは限らない）が少なくとも二度行われたことがわかるのみである。

以上、「山口多賀大神宮御文庫書目」と題された目録三種だが、書目0002・0003と書目0004とは、性格が大きく異なることがわかった。作成当初の意図はどうであれ、前者が固定された目録であったのに対し、後者は前者の初版を基準（記載の起点）とした作業用目録であり、基本的には多賀社の外には出さないものであった可能性が高い。同じ題となったのは初版「山口多賀大神宮御文庫書目」に始まる一連の蔵書管理の中に位置づけるためで、おそらく作成者であろう高橋有文が、書籍の整理―公開のためのシステムとして設定したと考えられる。

三 天保校割帳との関係と項目別収載率

更に、書目0004と天保校割帳の関係のみていきたい。

書目0004掲載書籍九七件の内、約七割を収載している天保校割帳だが、天保校割帳自体が三八五件の書籍を載せており、書目0004掲載分は天保校割帳の三割にも満たない。このことは、書目0004が純然たる文政八年正月以降入

手書籍の目録ではないことを示す。

天保校割帳は文化の校割帳改以降の増加分を載せたものであった²⁰。ゆえに、天保校割帳収載書籍は、「山口多賀大神宮御文庫書目」と文化校割帳収載書籍の差と、「山口多賀大神宮御文庫書目」初版以後入手書籍の和となるはずである。

収載基準（＝「書籍」の基準）の差はひとまず置いて、単純に、最も情報が古い「山口多賀大神宮御文庫書目」である書目 0002 と文化校割帳掲載書籍数の差は二七七件である²¹。書目 0004 収載書籍のうち、天保校割帳収載書籍数は六七件なので、足しても三五四件となり、誤差といえるほど小さくはない差が出るのである。

このような点から、書目 0004 は文政八年以降特定の条件で入手した書籍の目録と考えた方が適切なのではないかという見通しが立てられる。以下、この点を検討する。

まず考えたいのが、書目 0004 に収められている本のジャンル、分類項目の分布である。天保校割帳は箱ごとに記され、箱の中は内容ごとに緩くまとまっているが、特に項目名は付けられていない（付けられるほどのまつまりはない）ので、先に書目 0002・0003 の分類項目への分布を確認し、

文政期における多賀社文庫の拡充と管理（重田）

【表2】「山口多賀大神宮御文庫書目文政八年正月分より」書籍中「山口多賀大神宮御文庫書目」項目別収載書籍数

項目	件数
1. 国史類	0
2. 神書類/神社部	9
3. 有職類/雑	3
4. 氏族類/花押類/雑	4
5. 字書類	1
6. 紀行類	0
7. 歌書類/雑	3
8. 連歌部	2
9. 天文部	0
10. 地理類/雑	1
11. 随筆/雑書	3
12. 軍書類/軍術部	2

書目 0004 収載書籍の傾向を掴みたい。書目 0004 収載書籍の、書目 0003・0002 分類項目ごとの収載書籍数を示したのが上の【表2】である。

項目2の「神書類（含神社部）」に集中し、次に多いのが「氏族類/花押類（各家の歴史等に係る書籍）」・「有職類」・「歌書類」・「随筆類」となっており、社家の勤めに関係が深い分野が多いことがわかる。

再度【表1】で書目 0002・0003 収載書籍の項目の分布をみると、「目録」部分は様々な項目へ収載され、排列に規則性がないのに対し、「亀卜書目録」部分は全て項目2の「神書類」に収載され、同項目に収載された書目 0004 収載書籍全九件中五件が「亀卜書目録」収載書籍である。

「目録」内の排列が本の分野と紐づけられていないことについては、第一節で明らかにした、書目 0004 の形成過程とも大きく矛盾しないものと考ええる。「亀卜書目録」が群としてまとまって収載されていることについても、同節で得

た見直しから外れないものといえるだろう。

次いで書目 0004 収載書籍が、天保校割帳でどの箱に入られているのかを確認する。【表1】からは、書籍類箱(以下「箱」) 2、3 に集中していることがみてとれる。これを、天保校割帳全体の収載件数に占める割合で示したのが【表3】である。「件数」は天保校割帳各項目(箱)に収載された件数、「0004」は書目 0004 収載書籍中天保校割帳に収載された件数、「収載率」は前者の内に後者が占める割合(%)を示している。

収載率からみても、箱2、3 に集中していることがわかる。他にも収載率が三割を超えているところがあるが、母数が少ない(箱12…一件三二冊揃で一箱、箱24…六件中二件)

【表3】「山口多賀大神宮御文庫書目文政八年正月分より」書籍中天保校割帳項目別収載書籍数

項目	件数	0004	収載率
1. 什物類其外	102	6	5.9
2. 記録類	6	0	0
3. 書籍類箱1	24	4	16.7
4. 書籍類箱2	37	13	35.1
5. 書籍類箱3	28	14	50
6. 書籍類箱4	75	0	0
7. 書籍類箱5	1	0	0
8. 書籍類箱6	1	0	0
9. 書籍類箱7	27	0	0
10. 書籍類箱8	17	0	0
11. 書籍類箱9	13	2	15.4
12. 書籍類箱10	38	0	0
13. 書籍類箱11	15	5	33.3
14. 書籍類箱12	1	1	100
15. 書籍類箱13	1	0	0
16. 書籍類箱14	10	3	30
17. 書籍類箱15	2	0	0
18. 書籍類箱16	3	0	0
19. 書籍類箱17	1	0	0
20. 書籍類箱18	15	4	26.7
21. 書籍類箱19	8	2	25
22. 書籍類箱20	20	1	5
23. 書籍類箱21	14	3	21.4
24. 書籍類箱22	21	1	4.8
25. 書籍類箱23	8	1	12.5
26. 書籍類箱24	6	2	33.3

ので、同列に扱うことは難しい。再度【表1】に戻り、天保校割帳収載書籍の整理番号をみていただきたい。箱2に排列された「亀卜書目録」収載分は若い番号が多い、つまり箱2の排列の前の方に集中していることに気付く。入手順を反映した可能性も考えられるが、他の箱にはそのような傾向は見られず、箱3では書目 0004 収載書籍がその他と互い違いになる形で全体に分布している²²⁾。

以上、書目 0004 は、「山口多賀大神宮御文庫書目」初版が完成した文政八年以降に入手した書籍の全てを記載したものではなく、収載書籍は、「神書類」⇨神道関係の書籍を中心に、家職に関わる分野の本を中心に形成されていること、天保校割帳では箱2、3にまとまっていることを明らかにできた。

特に書目 0004 「亀卜書目録」収載書籍はその傾向が顕著で、排列はともかく、まともには維持したまま天保校割帳に引き継がれている。このようにある程度のまともを保って天保校割帳に収載されているということは、書目 0004 (の特に「亀卜書目録」)に載っていることに意味があったとみるべきであろう。

四 書籍調達と校割帳改

では、書目 0004 は天保校割帳作成（＝校割帳改）に対して、どのような意味を持っていたのであろうか。多賀社文庫にのこされた、当該期の書籍調達に関わる史料から、ひとつの可能性を考えてみたい。

高橋有文の集書活動に関しては、識語のある写本や抜書、他家の蔵書目録の写等、様々なものがあるが²³、ここで検討したいのは、書籍調達に係る資金申請についての「神学稽古神書買得御沙汰物写」(1867)、以下「御沙汰物写」である。三丁ほどの綴なので、以下本文全文を掲げる（ローマ数字は筆者による）。

I 写

覚

一、札銀百五拾三匁式分六厘七毛

山口多賀大宮司

高橋撰津

右神学為稽古神書買得仕度候処、内証逼迫ニ而難相調廉有、御祈禱を茂被仰付身柄ニ付神道之旨趣与得相弁度、右ニ付多賀社江当ル歩引米代取下之儀相願心懸之儀ニ付、御了簡を以、

文政期における多賀社文庫の拡充と管理（重田）

一ツ書之通彼社江当ル歩引米代取下被仰付候事、

文化卯ノ五月

II 写

覚

一、札銀四拾毫匁

山口多賀大宮司

高橋撰津

右神学為稽古神書買得仕度候処、内証逼迫ニ而難相調廉有、御祈禱をも被仰付候身柄ニ付、神道之旨趣与得相弁度、右ニ付多賀社江当ル歩引米代取下之儀相願心懸之儀ニ付、御了簡を以、一ツ書之通彼社江当る歩引米代取下ケ被仰付候事、

右之通可有御沙汰候、以上

文政六末二月廿一日

李家采女

宍戸猪之助

三上仁左衛門様

III 右之通多賀大社へ当ル歩引米代、文化四卯五月被下候付而、神書買入仕候、御改交割帳へ書加相成候、文政六末二月ニも歩引米代取下被仰付候付、買入之■〔書カ〕物有之候、追々も右之分取下相願而書物買得仕、神学心懸可申候、左候而書物之儀ハ社職代替交割帳御改之節右之御帳へ書加御改を受可

申候、後年子孫無緩様ニと存御書下ケ之写相添置候事、

文政十二年己丑二月十六日 多賀大宮司 摂津守有文

Iが文化四年、IIが文政六年に、「神学」、つまり神道関係の書籍購入のため同社へ割り当てた寺社歩引米代²⁴の取り下げを願ひ出、認められた文書の写、IIIがこの手続きで書籍を購入した場合に取るべき措置について、文政十二年に高橋有文がまとめたものである。

まず、I・IIについては、IIにあるとおり、寺社奉行から山口代官に下され、代官から多賀社へと下された文書で、多賀社の願ひ出を認めるものである。願ひ出は次の三点から構成される。

- ① 神道の研鑽のため神道関係の書籍を買いたいが経済的に厳しい
- ② 御祈禱に勤仕する立場の神社であるので、神道趣旨をしつかりと身に着けたい
- ③ ついては本年多賀社に割り当てられている歩引米代下げ渡してほしい

有文は藩主家への勤めを遂行するために必要だという論理を以て²⁵、通常同社が藩へ納める金を免除してもらい、それを書籍購入に回していた。つまり、藩に紐づけられた

財源で書籍を購入していたことになる。

注目したいのは、続くIIIに記された一連の手続きに関しての、有文による申し送りである。内容をまとめると次のとおりである。

- ① 多賀社に割り当てられている歩引米代を、文化四年に下された（納めずに済んだ）ので、書籍を買い、それを校割帳に書き加えた
- ② 文政六年にも同様の措置で購入した書籍がある
- ③ 今後も当社の歩引米代を藩から取り下げているだけで書籍を買い、神道の研鑽を心掛けよ
- ④ そのようにして購入した書籍は、校割帳改の時に校割帳へ書き加え、確認を受けよ
- ⑤ 後年子孫が疎かにすることがないように、書下の写とともに書き置く

有文はこの方法での書籍購入を奨励しており(③)、書籍調達の手段として便利だったのであろう。あるいは、歩引米代が導入されたことで圧迫された分を取り戻そうということなのかもしれない。

そして、藩に紐づけられた財源により購入した書籍も、通常購入した書籍とともに校割帳に載せる必要があったと

いうことであろう。現存する多賀社の校割帳にそれとわかる注記等はない。しかし、校割帳改が藩からの拝領物等を把握する意味もあったものであることを考えると²⁶、説明する用意は必要だったのではなからうか。

以上のことを念頭に置きつつ、書目 0004 収載書目の天保校割帳上での分布を再度眺めると、箱 2 前半に「亀卜書目録」収載書籍がまとまっていることや、箱 3 に様々な分野の書籍とともに「目録」収載書籍の大半が収められていることが意味を持つてみえてくる。²⁷

これら天保校割帳の前方にまとめて排列された書籍は、入手の経緯等に共通点があるのではないか。それが今回検討した歩引米代での購入（調達）だとするならば、特に、書目 0004 の「亀卜書目録」収載書籍分については、「御沙汰物写」の「神学稽古」という理由とも合致する²⁸。「目録」収載分についても、雑多ではあるが家職との関わりが深いものが多い。書目 0004 収載書籍が文政八年以降入手した書籍数に届かないことも説明できよう。

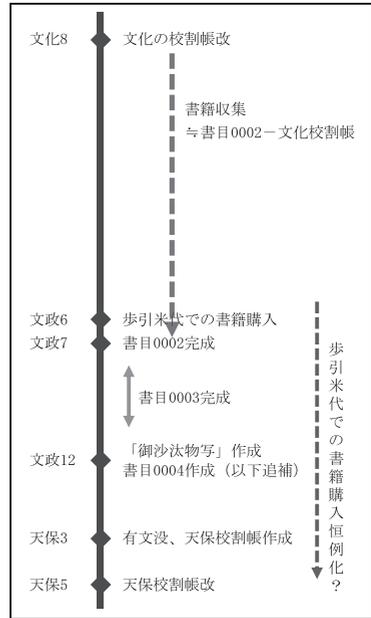
推論に推論を重ねることになるが、そうであるならば、書目 0004 は「御沙汰物写」と同時期の作成とみるのが自然であろう。また、この時に文化の校割帳改以降歩引米代で

購入した書籍を整理したのであれば、第一節で疑問が残った書目 0002 の中に書目 0004 収載書目が入っていることと、書目 0002 が「山口多賀大神宮御文庫書目」の初版であることが矛盾なく説明できる。文政六年に歩引米代で購入した書籍も管理上の都合で書目 0004 に収めたために、書目 0002 に書目 0004 収載書籍が入り込む形になったと考えると無理がないように思う。

おわりに

以上、「山口多賀大神宮御文庫書目」三種および天保校割帳との比較から、文政期の多賀社文庫の書籍調達および管理方法について考えてきた。

校割帳とは異なり、実用の目録として作成・使用された「山口多賀大神宮御文庫書目」は、初版もしくは早期更新版である書目 0002、更新版である書目 0003 のいずれもがながく使用されたこと、書目 0004 が文政八年以降増加書籍分の全てを記したのではないこと、また、書籍調達方法については、祈禱勤仕を理由とした歩引米代による書籍購入が行なわれるようになり、蔵書の拡充に寄与したこと



【図2】文化校割帳改から天保校割帳改までの動き

が明らかになったと思う。

また、仮説として、歩引米代は藩に紐づけられた財源であるため、それにより購入した書籍は書目 0004 として把握し、天保校割帳にもある程度のまとまりを保ったまま載せられることになった可能性、書目 0002 は「山口多賀大神宮御文庫書目」初版である可能性を示した。

註

(1) 熊本守雄「翻刻『兼載独吟聖廟法楽千句附注本』」(『山口女子短期大学研究報告』二四、一九六九年)、影山純夫「雲谷等顔

これらをまとめると【図2】のような流れになる。大内氏時代から多賀社宮司を務めていた高橋家は、一七世紀後半から一八世紀前半にかけて当主を務めた右之の代に、藩主の寿命延長や参勤道中の安全祈願、山口町の風鎮や火除等、各種祈禱を勤仕するようになっていく。右之の二代前、大内氏滅亡直後の当主である言延の活動としてのこざれているのが主に「大内様御家根本記」起筆や藩主主催の連歌への参会であることと比較すると、社家としての活動にシフトしていることが窺える²⁹。藩主家や藩政に関わる奉仕を行なうなかで、藩に紐づけられた財源を利用しながら蔵書を増やし、管理している様が理解できると思う。但し、これはあくまで仮説込みの話である。今後、高橋有文・有武の日記の追跡や、現存する多賀社蔵書の精査等によって、具体的に跡付け、検証していきたい。

と連歌」(『山口県地方史研究』四九、一九八三年)、真木隆行「水上山秘奥記翻刻并解題」(『やまぐち学の構築』三、二〇〇七年)等。

(2) 拙稿「近世多賀社文庫の目録二種について」『山口県文書館研究紀要』四七、二〇二〇年)、近世多賀社における校割帳改について『山口県文書館研究紀要』四九、二〇二二年)。
(3) 以下、断りのない場合、多賀社文庫内の資料の番号については、半角アラビア数字四桁のみで表示する。

(4) 拙稿二〇二〇。ここでは高橋有文が作成した目録を、A. 文化八年(一八一二)「多賀大社御書物目録」(0001) / B. 文政七年(一八二四)「山口多賀大神宮御文庫書目」(0002)及びその後継版(0003・0004) / C. 寛政九年(一七九七)「多賀大社大神宮諸控総目録」(0739) / D. 寛政十一年「御当家様御寄附書立絵図并社記写総目録」(0815)の四種に大別した。本稿の主たる検討対象は右の内のBにあたる。

(5) 拙稿二〇二二。

(6) 原本は確認できないが、県庁伝来旧藩記録36、「山口多賀大神宮御文庫書目」後半部分が、藩に提出されたものの写と考えられる。以下「天保校割帳」。拙稿二〇二二に書目一覧を掲載。

(7) 鈴木理恵「神職專業化志向と蔵書形成」『近世近代移行期の地域文化人』第二章、塙書房、二〇二二年、初出二〇〇四年)、中澤伸弘「富永芳久舊藏『楯之舎書籍目録』の一考察—近世後期の私家蔵書の一斑—」『國學院大學日本文化研究所紀要』九七、二〇〇六年)等。

(8) 詳しくは拙稿二〇二〇。

文政期における多賀社文庫の拡充と管理 (重田)

(9) 「/」は改行を示す。以下同。

(10) 拙稿二〇二〇註(8)。

(11) 「多賀社司高橋有文書籍寄進状」(0879)。

(12) 「山口多賀大神宮御文庫書目」(一般郷土史料217)。世良貞による写。後述。

(13) 藩に提出した文化の校割帳の控(の写)である「多賀大社御書物目録」(0001)、以下「文化校割帳」では項目間はやや広めに行間を取るだけとなっている。一方、書目0002・0003は各項目の終わりに半丁から二丁程度の余白があり、「二」だけ書いて終わっているところもある(書目0003の「神書類」。書0002・0003はそれ自体に追補することも当初は想定されていたのかもしれない)。

(14) 順に拙稿二〇二二註(16)、同二〇二〇。

(15) 吉田祥朔『増補近世防長人名辞典』マツノ書店 一九七六年。

(16) 「世良孫槌日記」(毛利家文庫)「藩臣日記」8、「世良利貞日記抄」(県史編纂所史料26)、「世良利貞御用日記めき書」(同26)。

(17) 世良本は上下二段組みに見えるが、上段↓下段(右↑左上下↓左下)の順に記載せず、一行に二段(上↓下↓次行の上↑下)記載しているので、眼が飛びやすかったのかもしれない。

(18) 「多賀社文庫本貸出控並借用証書」内には「胡蝶庵随筆」【表一】1-03)や「楯窓漫筆」(同1-55・56)がみられる。

また、塩田家文書42「国朝諫諍録」は、天保校割帳に収載され

ていることを示す付紙がある。

(19) 天保校割帳といたいところだが、校割帳そのものを外に出すことはないので(拙稿二〇二二)、それをもとにした別の目録があったのだろうか。現在そのようなものは残っておらず、不明。

(20) 拙稿二〇二二。

(21) 文化校割帳収載書籍については拙稿二〇二〇表1参照。

(22) 天保校割帳全体の排列に関わる問題でもあるので、今後の課題としたい。

(23) 「防長両国寺社考 下ノ巻抜書」(0421)、「大田梅之助家書 籍目録抜書」(0333)等。他、有文の日記(1199、12009)にも読書記録等があり、活動が窺える。

(24) 管見の限り辞書類・先行研究にはみられない。「歩引(ぶびき)」は割引すること『日本国語大辞典』(二)で多賀社(高橋家)にあてられた分を取り下げられていることから、何らかの上納金と考えられる。当館目録にて用例等を拾うと、「書渡(寺社歩引米代之内貸下銀の事)」「常栄寺文書②、文化一一年)、「防府国分寺為参内上京に付き惣ノ寺社歩引米代貸渡被仰付候事」(毛利家文庫遠用物近世後期②の、文政六年)、「洞春寺入院御届并隶弘修行トして上京に付き借銀之儀申出候付歩引米代之内貸渡被仰付猶又先例拝領銀をも被仰付候段申出に付き御僉議之上天々沙汰被仰付候一件老封并於京都御留守居口入借之願同書共」(毛利家文庫遠用物近世後期3174、文政一三年)、「諸

寺社歩引米代銀御貸付根帳」(県庁伝来旧藩記録674、弘化四年(一八四七)等がある。粗々みた限り、寺社が一定額を藩に納め、藩がそれを管理し、まとまった額が必要な時に、当該寺社積立分もしくは全体積立分を貸付もしくは下げ渡す仕組みのようである。今回の多賀社の場合口は、当年納めるべき額を、藩が取り下げる＝「被下」(引用史料Ⅲ―行目)となったものと考えられる。なお、この制度に関する文書は化政期に集中しており、遠用物近世後期3174に上京の先例として挙げられた明和・寛政の例には、貸銀・下げ渡しの記述だけあって「歩引米代」についての言及はないことから、一九世紀初頭頃に制度化したか。今後の研究が俟たれる。

(25) 実際、多賀社文庫内には毛利本家や徳山毛利家の祈禱に従事した記録が散見される。

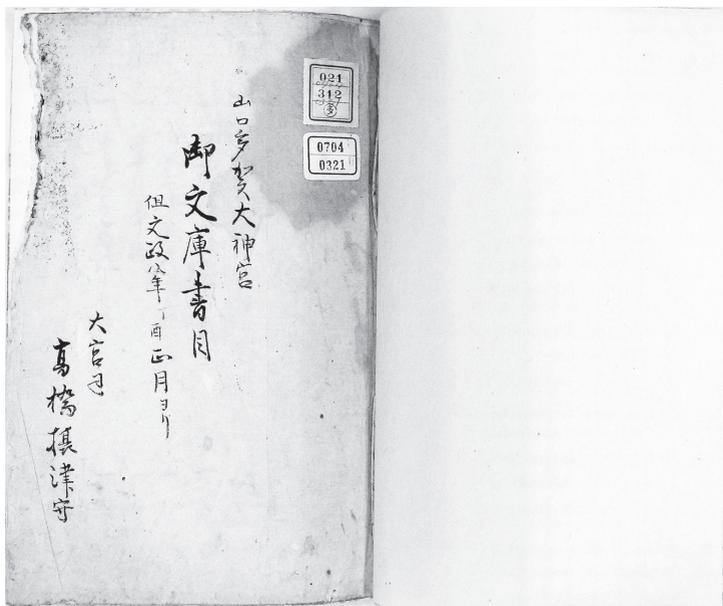
(26) 拙稿二〇二二。

(27) なお、続く天保校割帳箱4は再び神道関係書籍+αの内容に戻っており、前後の繋がりがないようにみえる。

(28) 「亀卜書目録」収載書籍は全て板本で流通していない本の写本である。「御沙汰物写」の「買得」をどう解釈するかが、写本を購入するにしても借用して書写するにしても、費用は掛かる。

(29) 「源姓高橋氏系譜写」(1162)、「高橋家代々興廃大略」(1165)等。詳しくは別の機会に検討したい。

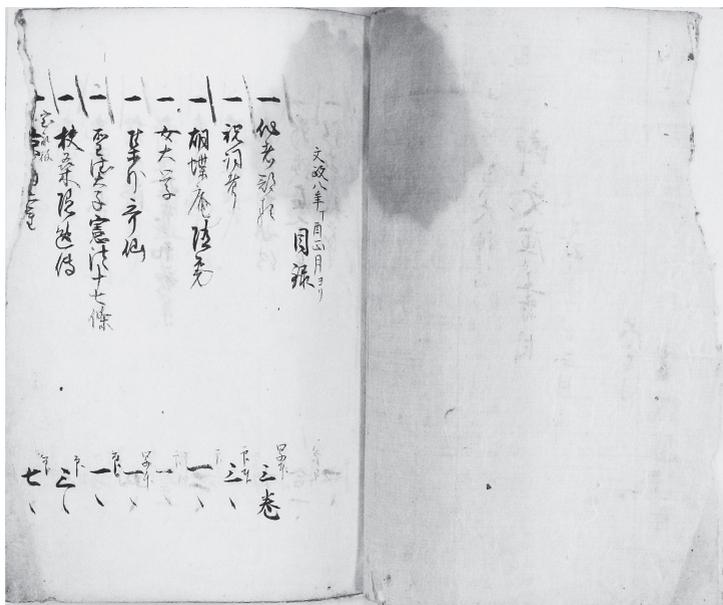
【附图】「山口多賀大神宮御文庫書目」(0004)



(原表紙)

文政期における多賀社文庫の拡充と管理 (重田)

(表見返)



(二丁目表)

(三丁目裏)

一 別名錄志	五
一 南多ノ親軍記	六
一 二十年袖船	四
一 簡礼集	七
一 大掌會之式	一
一 託宣抄	一
一 栢窓漫筆	二
一 大掌會輯録	二
一 百性佐其豐年賦	一
一 周防下杉辰抄見社畧縁起	一
一 藏書頭山田記	一
一 白曳出現記	一
一 御衣部茶注	一
一 長門小鏡	一
一 古今武家盛衰記	一
一 中興武家盛衰記	一
一 烏茶秘事記	一

(四丁目表)

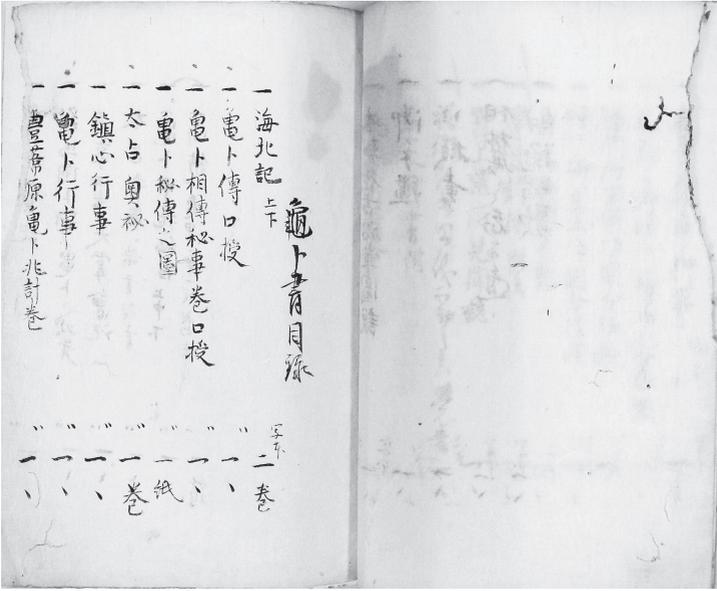
(四丁目裏)

一 房中年中行事	一
一 元龍之御時代御烏御合限帳	一
一 藤岡御五儀八四分限帳	一
一 藤岡御五儀八四分限帳	一
一 長湯西朝書記	一
一 遺徳詠林	一
一 野上還所見厨説	一
一 石室御書附	一
一 栢名所圖會	一
一 本朝往古沿革圖説	一
一 御子鑑	一
一 川拔書	一
一 相替駕之巻	一
一 白挽唱歌	一

(五丁目表)

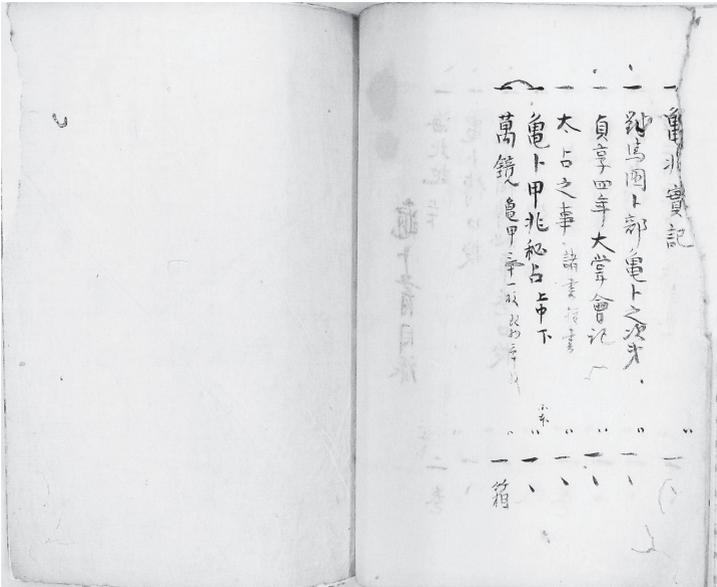
文政期における多賀社文庫の拡充と管理 (重田)

(五丁目裏)



(六丁目表)

(六丁目裏)



(裏見返)